

総務委員会

令和元年12月16日（月）
午前10時00分～午後2時25分
議会第1会議室

【出席委員】松永幹哉委員長、村岡 卓副委員長、西岡真一委員、白倉和子委員、
久米勝博委員、松永憲明委員、中山重俊委員、福井章司委員、
平原嘉徳委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】なし

【執行部出席者】

- ・総務部 池田総務部長
- ・企画調整部 武藤企画調整部長
- ・市民生活部 眞崎市民生活部長
- ・地域振興部 古賀地域振興部長 ほか、関係職員

【案件】

- ・付託議案について

○松永幹哉委員長

おはようございます。これより総務委員会を開催します。

初めに本委員会の審査日程をお諮りします。お手元の審査日程案のとおり進めたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないようですので、この審査日程のとおり審査を行います。

なお、付託議案の審査のために現地視察を希望される場合は、本日の委員会終了までにお申し出ください。

それでは、日程に基づき付託議案の審査を行いますので、総務部以外の職員の方は退席されて結構です。

◎関係職員以外退席

○松永幹哉委員長

それでは、総務部に関する議案の審査を行います。

まず、第100号議案を審査します。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第100号議案 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 説明

○松永幹哉委員長

ただいまの説明について委員の皆様から御質疑をお受けします。御質疑ある方は挙手を

お願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、次に、第95号議案を審査します。

執行部に議案の説明をお願いします。

◎第95号議案 令和元年度佐賀市一般会計補正予算(第6号)中、第1条(第1表)歳入(1款を除く)、歳出1款、2款関係分、12款、13款、第3条(第3表)本庁舎立体駐車場設計施工委託料、第4条(第4表) 説明

○松永幹哉委員長

ただいまの説明に委員の皆様からの御質疑をお受けします。御質疑ある方は挙手をお願いします。

○久米勝博委員

先ほどの立体駐車場の件なんですけれども、立体駐車場の借地を今まで民間からなされとったわけですよね。その契約期間というか、今回、契約期間の期限が切れるわけなんですかね。

○樋渡財産活用課長

契約は1年単位で行ってございましたけれども、今回民地の借地していた2つの公用車、また、来庁者用の駐車場につきまして、別の建物を建てる計画がありまして、途中解約という事態になっております。去年の1月、2月ぐらいに話があったと思います。

○久米勝博委員

途中解約といったら、去年の1月——今現在はまだ使用中ですよ。

○樋渡財産活用課長

そういう先方からの話がありまして、ことしの12月いっぱいということになっております。

民地に来庁者用の駐車場として借りた部分につきましては、ことしの12月10日までということになっております。

それから、公用車をとめていた場所につきましては、12月26日までということになっております。

○久米勝博委員

年間の借地料は幾らになっていますか。

○樋渡財産活用課長

来庁者用につきましては924万円、それから、公用車につきましては526万円ほどになっております。

○久米勝博委員

そしたら、それは立体駐車場ができれば要らなくなるということですか。

○樋渡財産活用課長

そのとおりです。

○松永幹哉委員長

ほかに。

○白倉委員

ちょっと関連なんですけれども、先ほど勉強会するときよりも詳しく本庁舎の立体駐車場のところを説明してもらったんですけれども、この提案理由の中の最後のほうに、もちろん公用車の今まで借地していた部分を返さなければいけないというのは大きな理由なんですけれども、駐車場不足を抜本的に解消し、来庁者の利便性向上等を図るという文言が入っているんですね。

結局、第1駐車場は100台で変わらないので、第2駐車場としては、来庁者分としては何台増えることになるんですか。

○樋渡財産活用課長

来庁者用駐車場といたしましては、借りていた62台分の駐車場がそのまま増えるという形になると思います。

(「62台ふえるということ」と呼ぶ者あり)

だから、借りていたときからすると現状維持という形になります。

○白倉委員

ちょっとよくわからなくて、借りていたところから現状維持というのが、結局、この結果、来庁者用としては増えないということですか。

○樋渡財産活用課長

来庁者用駐車場として借りていた62台分は繁忙期のために借りていた部分であります。そういった意味で、これ以上は増えないだろうということで、この62台は確保したいと。

○白倉委員

わかりました。

それで、例えば、抜本的な来庁者の駐車場不足というのは解決が図れるんですか。

というのが、何でこんなことを聞くかといったら、もっと来庁者用の駐車場を増やす必要があれば階層なんかもちよっと考えたりも、これが今のところ——結局何層になりましたかね。それで高さの部分も目いっぱいなのか、これ以上来庁者の駐車場を増やすということは考えていないのかという意味も含めてちょっと質問します。

○樋渡財産活用課長

立体駐車場といたしましては5層6段以下ということで、プランによっては階層が4層5段になる可能性もあります。そういったことで5層6段ということで考えておりますけれども、5層6段という意味は屋上までとめられるので、5階建てで屋上までとめられるから5層6段という言い方をしております。

公用車につきましてもこの庁舎のほうに入れる予定なんですけれども、来客用が多くな

れば、公用車をまた別のところに借りるなり、市有地が大財のほうにもありますので、そういうところに持っていくようなことも考えなければいけないと思っております。

○白倉委員

ということで、要するに端的に言えば、もうこれ以上駐車台数はふやせないのかということですね。建設の関係で、5層6段でいっぱいいなのかということも含めて、もういっぱいいならこの土地で仕方がないですし、そのところをちょっとお聞きします。

○樋渡財産活用課長

第2駐車場のこの赤の部分に建てることとしております。5層6段でもう手いっぱいの状況です。ですので、また別の場所に新たに立体駐車場を確保することも、将来的には考えなければならぬかもしれません。

○松永憲明委員

今の言い方だと、4層5段なのか5層6段になるのかというのはまだはっきりしていないというふうな言い方なんですけど、この予算は動かないわけですか。それとも変動もあるということを見越して言われているんですか。

○樋渡財産活用課長

予算はこれ以内でというふうに考えております。済みません。

4層5段とか5層6段とかいうのは、各メーカーによってとめられる台数も1階当たり何台とか変わってまいりますので、その辺で5層6段以下というふうに考えております。

○白倉委員

確認ですが、屋上を使うか使わないかということで、5層6段になろうと4層5段になろうと駐車台数は変わらないというわけですね。

○樋渡財産活用課長

そのとおりです。

○久米勝博委員

4層とか5層で駐車台数が変わらないということは、駐車方式が違うということですか。

要するに我々が考えたのは、通路をずっと上って行って、4階とか5階、今の話じゃ、メーカーが違うといったら、1階に置いたら自動的に4階とか5階に行く方式なんですか。

○樋渡財産活用課長

車両の幅の取り方でありまして、1台当たりのスペースのとり方とか、各メーカーの仕様によるところもありますので、その辺がちょっとそれぞれぶれてまいります。

○久米勝博委員

メーカーで違うと言われますけれども、今、高齢化ですよ。来庁者もまだ今からずっと高齢者が多くなると思います。そういった場合、飛び出しとか、立体駐車場での事故が多いわけですね。だから、割と今まで以上に余裕を持った感覚でいかんと、高齢者の皆さ

んは困るんじゃないかと思われるんですけど。

○樋渡財産活用課長

その辺は十分に配慮したプランを採用したいと思っておりますし、基本的に斜めになっているんじゃないかと、とめる場所はフラットになって、上る部分が車路になっているというような形式で、プロポーザル方式で採用していきたいと考えております。

○平原委員

立体駐車場でメーカーと言われて、メーカーはどんなところがあるかなと思いますけど、立体駐車場のメーカーというのは何社ぐらいあるんですか。

○樋渡財産活用課長

認定工法を採用し、大臣認定と言いますが、そういった認定工法を採用しているメーカーはかなり数的には多いと、十数社はあるというふうに思っております。

ただ、そのメーカーを直接採用するのではなくて、そういったところと佐賀市の業者あたりが組んで、仕事をプロポーザル方式で行うということを考えております。

○松永幹哉委員長

ほかにありませんか。

○福井委員

今ずっと課長が、るる説明されたけど、非常にわかりにくい部分があって、4層5段、5層6段、明確な違いがあるんだと思うんですよ。台数だけはこっちが——その辺の違いというのは、もう少し我々にわかりやすい資料を出してくれんと、これでもってそうなりませよと言ったって、予算は其中でやりますよと言うけど、明らかにそこは経費の面を含めて大丈夫なのかなと。

要するに計画全体で大丈夫なのかなという気が非常にするんだけど、その辺の資料をもっとしっかり出していただいたほうがいいと思うんですけど。

○樋渡財産活用課長

ちょっと私の説明不足で非常に申しわけありません。

5層6段とか4層5段というのは、プロポーザルで出されるときに、うちの条件といたしましては300台程度という条件を出しますので、それに見合った平面プランとして、4層5段で出てくるのか、5層6段で出てくるのか、その辺は各メーカーの仕様による場所がありますので、5層6段以下であればおさまるだろうというふうに考えておまして、そういったところで発注したいというふうに考えております。

図面につきましては、各メーカー仕様がばらばらですので、その辺はちょっと今お出しすることはできません。

○福井委員

ということは、ともかく今はその両方が考えられるので、要するにプロポーザルの方式で出した結果を皆さん方にまた報告するので、具体的な形状とか、そういうことの説明は

現段階ではできないということですね。

○樋渡財産活用課長

そのとおりです。

○池田総務部長

5層6段とか4層5段とか、既定の製品のようなものがないみたいです。今回プロポーザルですので、先ほど御質問があった高齢者に優しい部分ですとか、そういったところをこちらのほうから提案——もちろん恐らく業者のほうからも提案があると思いますけれども、それによって4層5段になる、5層6段になるという提案がなされると思います。それで、どこを採用するのかというところのプロポーザルの内容になるかと思います。以上でございます。

○松永幹哉委員長

ほかには。

○白倉委員

資料4の予算書の13ページなんですけれども、市町村振興協会から災害支援金を372万円いただいていますけれども、ちなみに市町村振興協会というのは、一旦都道府県にまずおりてくるんですか。都道府県からそれぞれの災害市町におりてくる制度かどうかというのと、それと、これは全壊が何件以上とか、全壊でなくてもどうか、その被害に応じた世帯数、これはどういうふうな計算根拠で佐賀市には372万円振り込まれているんですか。

というのが、私の知っている限り、一番大きいところが300万円というふうにちょっと思っていたんですが。

○大久保財政課長

都道府県単位で市町村振興協会というのがありますので、全国から来る分と県の市町村協会独自で出す分とを合わせて市町村協会から佐賀市のほうに振り込まれますので、県を通じてというわけではないです。協会のほうから市のほうに振り込まれるというものになっております。

県と全国では算定方法が少し違っておりまして、まず県のほうで言いますと、全壊された家が1棟につき2万円ということになっております。大規模半壊とか、一部損壊だと2棟で全壊1棟というカウントをしますので、それで2万円ですね。床上浸水の場合は3棟で全壊1件というカウントをしますので、今回の8月豪雨等での数を計算しまして、県のほうからは272万円来ております。全国のほうからは100万円来ておりますけれども、半壊世帯とか床上浸水とかは同じような計算で、世帯が100世帯以上150世帯未満は100万円という区分がありますので、それでもって見舞金をいただいております。以上でございます。

○松永憲明委員

同じ13ページの地域公共交通体制整備事業のコミュニティバス等の整備費で2,290万円、市債で充ててあるんですけども、ジャンボタクシー1台とマイクロバス4台というお話でし

たが、それぞれどれくらいの値段のものなのか、そこら辺の見積もりはどのようなふうにされているのか、教えてください。

○大久保財政課長

マイクロバスは1台購入する予定にしております、見積もりとしましては約900万円となっております。ジャンボタクシーが4台購入予定で、4台で1,840万円ほどと見込んでおります。

○松永幹哉委員長

ほかに御質疑ありませんか。

○白倉委員

資料4の14ページなんですけれども、せんだっての議案勉強会の際に、ふるさと応援寄附金の災害関係ということで390万円受け入れたというふうなことがあったんですけれども、これは件数的には、例えばどこか大きいところからぼんとあつてか、細々したものか、ちょっとその辺だけで結構ですので教えていただけますか。何件分ぐらいか。――11ページ、ごめんなさい。

○大久保財政課長

ふるさと応援寄附金の災害分としましては、390万円を今回計上しております。そのうち、ふるさとチョイスですとか、ふるなびですとか、いろいろなサイトで来た分が316件、261万1,000円となっております。ですので、大口で来ているというわけではございません。

それ以外にも秘書課に直接いただいた分とか、大体小さな金額となっております。以上でございます。

○松永幹哉委員長

ほかに質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑がないようですので、これで総務部に関する質疑を終わります。

総務部の職員の皆さんは退室されて結構です。

◎執行部入れかわり

○松永幹哉委員長

それでは、企画調整部に関する議案の審査に入ります。

第108号議案を審査します。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第108号議案 佐賀市総合計画の改定について 説明

○松永幹哉委員長

ただいまの説明について委員の皆様から御質疑をお受けします。御質疑がある方は挙手をお願いします。

○松永憲明委員

パブコメは、件数はどれくらいあったんですか。

○武富企画政策課長

2名の方から10件の意見をいただいております。

○松永憲明委員

内容の資料とかあったんですかね。

○武富企画政策課長

内容につきましては、11月14日の全員協議会の際の資料の3ページ、4ページ目のほうにそのときの重立った意見、それとそれに対する対応ということを見せていただいております。

○松永幹哉委員長

ほかに御質疑ありませんか。

○福井委員

総合計画というのは非常に重要な計画になりますよね。佐賀市の今後を多く決定する、そういう面ではまち・ひと・しごとといったようなもの以上にこれが重要になってくるので、これはもちろんパブコメが今2人の10件ということで、やり方もいろいろあったかもしれませんが、私は非常に少ないなという感じを持つんですけど、こういうことを踏まえて、やっぱり本当の意味でこの総合計画、中間見直しだから、かえって非常に難しい面もあるかもしれんけど、いずれにしても見直しされた内容等々については、市民にどういうふうにして、これをPRなり、あるいは広報していくのか。従来のような手法でやるのか、あるいはどんな形を考えられているのか、それをちょっと。多分、通り一遍のお答えになると思うけど、ちょっと改めてお伺いしていきたいと。

○武富企画政策課長

御指摘いただきました今回の意見ですけれども、先ほど言いましたパブリックコメントでは2名の10件、それから総合計画審議会においては142件というかなり多い意見をいただいております。そういった形で、今の社会情勢等を踏まえながら今回策定をしたものだというふうに思っております。

あと御指摘いただきました今後の広報等、市民の方にお伝えする分については、当然先ほど言われましたホームページ等でも行ってまいりますし、それから私どものほうでも折に触れ、この総合計画の考え方というのを、出前講座であったり、それからこちらのほうが大学との連携の中でお話しに行ったりということで、できるだけ多くの方にお知らせするような形に努めていきたいと思っております。

○福井委員

今、出前講座と言われたけど、出前講座はどれぐらい実績があるの。

○武富企画政策課長

なかなか総合計画全体ということではありませんが、今年度も今週に人口問題等でお話

をさせていただいたりしておりますので、そういったものにもアプローチをしていきたいというふうに思っております。

○福井委員

だから、実際は前5年でどれぐらいの出前講座の実績があったんですか。

○武富企画政策課長

申しわけありません。策定年度のときはちょっとわかりませんが、少なくともことしと去年はゼロという——今回は1ですけれども、去年はなかったと思っております。

○福井委員

だから、その辺も、そういうふうにして出前講座をやるということをもう少し、逆にそれも市報でPRしてやっぱり積極的にやっけていかないと、それでこれだけのものを見せたら、恐らくあつとなるでしょうから、ポイントポイントを要領よくやって、こういうことが変わりましたと。その辺も、やっぱり訴えたいポイントはこうなんだということをやれるようにしていかないと食いつけないと。我々も食いつきにくい分野でもあるんだけれども、その辺はやっぱりもう少し、その他専門的な分野でやっているけれども、市民の皆さん方にも対応できるような方法をぜひ考えておいていただきたいと思います。

○武富企画政策課長

今御指摘いただいた内容を踏まえまして、私どもも積極的な広報と、それからわかりやすい内容の伝え方ということを研究していきたいと思っております。

○平原委員

今回の私の一般質問にもちょっと関連しますけれども、心身の障がい者を対象とした意見の集約、いわゆるバリアフリー法の制定後に基本構想が佐賀市だけ、九州管内の県庁所在地で作成されてないんですね。

そういった中で、この総合計画の中でバリアフリーに関してはどのような集約、どういう方々の声を聞いて、こういうバリアフリーについて記載されているのかですね。佐賀市のほうでは、繰り返しになりますけれども、基本構想がありませんので、こういった形でバリアフリーに関してこの中間見直しで反映されているのかということをお尋ねしたいと思います。

○武富企画政策課長

まず、この総合計画につきましては、先ほど申し上げました36の施策に分かれております。それにはそれぞれの施策統括責任課ということで、それをまとめる、統括責任を行う課を置いております。

その中で、例えばバリアフリーでありますと障がい者の部分であったり、それから、施策でいうと——済みません。別冊2でいきますと、44ページのほうに共生社会を目指す障がい者福祉の充実でありましたり、それから、2の6、ページ戻りますけれども、35ページでは道路ネットワークの充実というところでユニバーサルデザインというものを入れた

りしております。

こういったものの中で、それぞれの担当課の中で議論して、それぞれに計画をお持ちでございますので、そういった計画の中から拾い上げるような形でさせていただいているというようなことでございます。

○平原委員

だから、いわゆる中間見直しにおいて、いろんな障がいの当事者の声を聞いていないんですね。今回の一般質問でも指摘しましたように、担当課のほうは、車椅子の障がい者の方だとかの声を聞く場も設定していないわけですよ。そういった中で佐賀市は令和5年の全国障害者スポーツ大会に向けて進んでいるわけですけども、中間見直しについては、そういったところも視野に入れた反映というのはぜひ必要かと思うんですね。その辺はいかがですか。

○武富企画政策課長

そういった障がい者団体の方々の声全てをお聞きしたというわけではございませんけれども、総合計画をする際に先ほど言いました総合計画審議会、こちらのほうが39名の委員で構成していただいておりますけれども、その中に佐賀中部障がい者ふくしネットの方にお入りいただきまして、そういった現状であったり御意見というのをいただいたという経緯にはなっております。以上でございます。

○松永幹哉委員長

ほかはないですね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑がないようですので、次に、第95号議案を審査します。

執行部に議案の説明を求めます。

なお、歳出について繰越明許費補正まで通して説明をお願いします。

◎第95号議案 令和元年度佐賀市一般会計補正予算（第6号）中、第1条（第1表）歳入1款、歳出2款関係分 説明

○松永幹哉委員長

ただいまの説明について委員の皆様から御質疑を受けます。

○松永憲明委員

まず、地域公共交通の件なんですけども、これまで執行部の方々には非常に御努力いただきまして、本当に夜遅くまで会議等に出席いただいていることに敬意を表したいと思っております。

それで、問題はやっぱり目標、トリガー制度をいかに達成するかということにかかってきているんじゃないかなと思うんです。そういった意味で検討会議に自治会長あたりも多く出席いただいているわけですけども、さらに自治会長会、三瀬及び富士の自治会長会でも周知徹底を図る上で、ぜひ説明しておいていただけたらなというふうに思いますので、

その点、要望しておきます。

○松永幹哉委員長

要望ですね。

○松永憲明委員

何か答弁あればお願いします。

○武富企画政策課長

ありがとうございます。

今、松永憲明委員のほうからございましたようにこのトリガー制度、いわゆるバスはあればいいというよりもやっぱり使っていただかないといけないと。その使っていただくためには、私どもと一緒に地帯の方々が使っていくということをお考えいただくことが重要だと思っております。

前回、先週の三瀬のほうでもありましたけれども、やはり自治会長会でお話をしたり、みんなで使おうというような機運を高めていきたいというお話もありましたので、今後も富士町においても三瀬においても、また松梅においてもですけれども、こういったバスを御利用いただきたいということで、私どものほうから時刻表を含め、利用促進に取り組んでいきたいというふうに思っております。

○松永幹哉委員長

ほかはないですか。

○久米勝博委員

先ほどの昭和バス路線再編について、バス代の購入費が繰越明許になるわけですか。来年4月1日から実際、事業は始まるわけでしょう。4月1からはどういった方法でやるんですかね。

○武富企画政策課長

ごもっともな疑問だと思います。

私どものほうも地元と調整して、どういった大きさがいいかということ調整してまいりましたけれども、今回購入させていただいても間に合わないということになります。そのためにマイクロバスとタクシーとを分けてですけれども、タクシーについては4つの事業者をお願いいたしますので、それが納車できるまではタクシー事業者のジャンボタクシーをお借りしようというふうに思っております。

マイクロバスにつきましては、こちらのほうも市営バスのほうからお借りして、納車ができるまでは市営バスのバスを使わせていただいて運行しようというふうに今考えております。以上です。

○松永幹哉委員長

ほかはないですか。

○西岡真一委員

今回イニシャルコストで2,700万円ですかね、いずれ出てくるとは思いますけれども、大体ランニングコストはどれぐらい見込まれますか。今の段階でいいですから。

○武富企画政策課長

ランニングにつきましては、当初予算でまたお願いすることになるかと思っております。これは事業費ベースでお話をさせていただくとすると、富士に関しましては前回は4,400万円ぐらいかかっておりました。今までの昭和バスに対する補助とかですけれども、これが約6,000万円は超えるんじゃないかというふうに思っております。また、三瀬神埼線につきましては、こちらのほうも800万円程度になるのではないかなということで今考えております。三瀬神埼線のほうはまだ神埼との調整が必要になりますので、ちょっと最終的な部分はわかりませんし、富士のほうもまだダイヤ等が決まっていませんので、はっきりとはわかりませんが、富士のほうは大体1.5倍ぐらい、三瀬神埼線についても若干ふえまして、その程度になるのではないかなと見込んでおります。

○白倉委員

バス路線のあれですけれども、富士と北山のほうの現行と比べて、次の案が土日の運休、現行は15便あったわけですが、土日は運休になってしまうんですね。北部バイパス線はそのままですね。——日祝ですね。これに関しては、学生においては日曜日、祝日、学校で部活関係もありましょうし、家の人がいるいないとか、ちょっとそういうことはさておいて、それと御高齢者、運転免許返納なんていうことが今あれなんですけれども、どんなふうな考えでしょうか。地域の審議会、懇話会、それではどういうふうな意見が出たのかというのをちょっと示してください。

○武富企画政策課長

富士のほうで話をさせていただく際には、先ほどの4つのブロックに分かれて話をさせていただいております。例えば、北山中原なら北山中原にお住まいの自治会長であったり、高校生の保護者代表であったり、民生委員であったりという各ブロックごとにお話をさせていただいております。その中でやはり全エリア、日曜祝日も欲しいという御意見は当然ございました。

実際の乗降調査を見ますと、日曜日、祝日に乗られる方というのはそういらっしやらないというのが現状でございます。また、先ほど費用面をお聞きいただきましたけれども、1日ふやすとかなり金額もふえるというようなところで、どこで折り合いをつけるかということで、それは議論の中で、そこまでして要るのかと言われる委員も当然いらっしやいました。

その中で各ブロックに対してこれを提案したところ、最終的には日曜なしでいこうということで了解いただいたというふうに認識しております。

○松永幹哉委員長

ほかに。

○村岡副委員長

先ほど12月2日から6日で試運転されたということで、数字を少し言っていたかと思うんですけども、数字の確認と、あと実際運行されてみて、利用者の声とか、そういった部分が把握されていれば伺いたいと思います。

○武富企画政策課長

試験運行の結果につきましては、再度申し上げます。

全部で130便ございました。そのうちの61便を運行しております。これは予約がございましたので、半分の予約率というところになります。その中で、乗車としては130名の方が利用いただいたという結果になっております。

その際に各種御意見をいただきました。それでは、例えば好意的な御意見といたしましては、昭和バスよりも、いわゆるバス停をふやしておりますので、集落内に来るので便利になったということとか、4月からも利用したい。それから、ジャンボタクシーですので中は温かいとか、冬場で、普通の車で暖房をきかせるので温かいというような御意見をいただいております。

また、指摘としては、予約がちょっとまだわかりづらいと。予約をしないとバスが来ないということになりますので、これは三瀬のほうでも似たような声がありましたけれども、やはりなれていただくことも必要になるのかなというふうに思っております。

それとか、今、受け付けに関しては朝10時の便までは前日の予約、それ以降については1時間前の予約というふうにしてはいるんですけども、例えば行きに北山からおりてくる時にバスに乗られて、そのときにちょっと帰りもお願いねというふうに言われた部分が、そういった予約をきっちり引き継がなきゃいけないというような仕組みづくりであったり、それから今度は逆に利用者サイドでも予約をしたんだけど来られなかったとか、1人の予約だったんだけど3人来られたとかというようなこともありましたので、お互いにどういうルールをつくって、きれいに何人がどこで乗るという仕組みをつくっていくかというのがちょっと今後必要かなというふうに思っております。

特に、予約をしたけど来なかったという方もありましたので、そうなる、いつまで待ってればいいのかというような問題にもなりますので、利用者としてのしていただくこと、それから私どもと事業者として、こういうふうな形で引き継ぎをするということをもう少しお互い話し合いながら進めていく必要があるかなというふうに思っております。

○村岡副委員長

実際これは日中の予約制のジャンボタクシーの件だと思うんですけど、想定している年齢層というか、日中いらっしゃる方を想定されているとは思ったんですけど、実際利用された方の層というのは見込みどおりだったのか、どうですか。

○武富企画政策課長

最初の乗降調査でもございましたように、やはり日中は年配の方の御利用というのが多

うございます。実際そういった方々の層が多うございましたので、やはりそういった方々に対する、いわゆるきめ細やかなとか、わかりやすい情報提供であったり、予約でのつなぎというのは必要になるかなというふうに思っております。

○松永幹哉委員長

私のほうから1点なんですけども、多分予約制になると登録制という形になると思うんですけども、地域外の観光客であるとか、一般のところの利用についてはどういうふうに考えているのか。

○武富企画政策課長

きょうの佐賀新聞にも多分載っていたかと思います。そういった声をいただいております。今の考えとしては、御承知のとおり、松梅と同じように、そこを利用される方は市外の方でも登録をしていただいて乗っていただくということになりますし、また登録については当然富士支所でもできるように、そこでも御案内できるようにということと、登録してすぐ使えるというような形はとっていく必要があるかなというふうに思っております。

○松永幹哉委員長

この登録のやり方なんですけども、突然観光客が周遊と流れてきたときに、登録の仕方がわからないとか、現地まで行けるんだけど、それからどういうふうにルートがなっているのかというのは、観光案内としてはわかりにくいんですね。ですから、その辺の周知徹底、この辺をちょっともう一度。

○武富企画政策課長

ルート等も決まって時刻表も固まりました後には、そのパンフレット——パンフレットというか、冊子系になると思いますけれども、そういったものをつくって、富士のほうでいうと観光コンベンション協会であったり、それから旅館組合であったりというところにも、こういうふうな形で運行するからお客さんへの案内、それと当然富士支所であったり、それから私どものほうでもそういった方法で案内をしていきたいというふうに思っております。

○白倉委員

今の委員長からの質問の流れなんですけど、例えば、そういったときに予約はもちろんいろいろなシステムをつくっていくということですが、富士以外の方とか、三瀬以外の方、観光なんかのことも今言葉が入りましたけども、それは予約に対応し切れるんですか。

○武富企画政策課長

予約というか、登録をしてもらわなければなりませんので、例えば旅館にお越しになられた方が前日にあした回りたいということであれば、その時点で予約というのは可能になると思います。

今、ルールとして1時間前の予約というふうにしておりますので、例えば翌朝に行きたいというのであれば、そこでも予約をすることができるかと思います。基本的には登録を

されたら即使えます。ただ、予約に関しては1時間後ですというのを基本ルールにさせていただきたいと思っております。

○白倉委員

じゃ、確認ですが、予約が入れば対応はし切れるということによろしいですね。

○武富企画政策課長

ジャンボタクシー4台につきましては富士支所周辺のほうで待機するような形になりますので、そこで予約があったらそこから出ていくということになりますので、実際に予約があればそこで対応というのはできるというふうに思っております。

○松永幹哉委員長

富士のバスの件ではいいですね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○松永憲明委員

ふるさと納税で返礼品のことなんですよ。夢しずく、それからおいしいお米セット、ヒノヒカリというように米が書いてあるんですけども、御承知のとおり、ことしは南部のほうはかなり大きな被害を受けておまして、そういった中では、南部のほうは夢しずくが少なかろうかと思っているんですけども——多いですか。

私が心配するのは、米の確保が十分できるのかということなんです。そこら辺についてはどういう状況なんですか。

○武富企画政策課長

今ございましたように、作況指数で58、60を切るぐらいということで、確保というのはなかなか難しい状態にはなっております。例えば夢しずくじゃなくて、ほかの品種であったり、そういったものも御紹介しながら、なるべく御意向をいただいた部分はお返しできるようにしていきたいと思っておりますし、事業者に対しましてもその確保ということは現状お願いしている段階でございます。

○松永幹哉委員長

ほかに。

○白倉委員

企画調整部の3で詳しい資料を出していただいて、非常に努力されて、納税率もいただいているのが上がっているということなんです。ちょっとこれは説明をお願いしたいんですが、下の段にふるさと納税制度に係る寄附金控除などの状況というので、佐賀市から出る分とかありますが、返礼品に要した経費と事務経費というのがございますね。4と5です。これは観光協会関連ですよ。

それは、ちなみに返礼品に要した経費というのは返礼品そのものと送料なんかも入っているのか、それと人件費というのは、例えば、1点につき、どういうふうな観光協会と約束事とございますか、その辺ちょっと説明いただけますか。

○武富企画政策課長

まず、企画調整部3の資料でございます。

こちらのほうの4番の返礼品に要した経費、これはまさしく返礼品の金額だけでございます。いわゆる3割以下というふうに言われる分がこちらになります。

事務経費といいますのが先ほどの送料でありましたり、それからふるさとチョイス等のポータルサイトへの掲載手数料、こういったものになってまいります。

それと、観光協会のほうに事務を委託する部分になりますけれども、観光協会に委託しておりますのが、事務費として月14万円、これは1人をお雇いいただく分でございます。それ以外については寄附金額の3%ということで契約をさせていただいております。以上でございます。

○松永幹哉委員長

ほかに御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑がないようですので、これで企画調整部に関する質疑を終わります。

企画調整部の職員の皆様は退席されて結構です。

◎執行部入れかわり

○松永幹哉委員長

休憩しないで市民生活部まで終わってしまいたいんですけど、いいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それじゃ、休憩なしでいきます。

それでは、市民生活部に関する議案の審査に入ります。

第95号議案を審査します。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第95号議案 令和元年度佐賀市一般会計補正予算（第6号）中、第1条（第1表）歳入1款、歳出2款関係分 説明

○松永幹哉委員長

ただいまの説明について委員の皆様から御質疑をお受けいたします。御質疑ある方は挙手をお願いします。

○福井委員

今の資料の分で、1月27日から2月7日、10日ぐらいですかね。これで仮にマイナンバーカードの申請がどんどん一定の数字を満たすといいましょうか、ふえてきたような場合は、当然これを延長するという考え方は持っていらっしゃるんですか。

○片渕市民生活部副部長兼市民生活課長

今回は国のモデル事業として実施いたしますけれども、この2週間の効果、検証を行いながら、引き続き、事業については継続したいというふうに思っておりますが、また会場

として御提供いただいております免許センターのほうの佐賀県警の御協力も必要となっておりますので、協力が得られれば、来年度以降にもずっと引き続き実施していければなどというふうに考えております。

○松永憲明委員

そもそも個人番号、マイナンバーカードの交付率があんまり伸びないと。佐賀市はこういう数字だとおっしゃるけども、それでもまだ十五、六%ですよ。伸びない理由は何ですか。

○片渚市民生活部副部長兼市民生活課長

現在、国のほうでは令和4年度3月末、年度末、令和5年3月までにほぼ全国民がカードを取得するというふうな方針を立てられております。そのためには、保険証としての利活用とか、また、いろんなポイントの活用とかを計画されておきまして、今、個人の方のメリットが余り感じられていない状況ではあるんですけども、今後はいろんな活用法も取り入れて、さらなる普及促進を検討されている状況でございます。

○松永憲明委員

私が質問しているのは、何で伸びないのかということなんです。つまり、デメリットがね——メリットじゃなくて、やっぱり心配することが多いから、なかなか申請されてないんじゃないかと思うわけですよ。そこら辺を聞いているわけです。

○眞崎市民生活部長

今課長が申しましたのは、どちらかという今後の普及拡大策というふうなことで、ちょっと御説明が不十分だったところがあるんですけども、今、松永憲明委員の御質問で、確定的な理由、背景というのは、ちょっとはっきりと申し上げられないところはあるかと思っておりますけれども、国も承知していることとして我々が共有しておりますのは、1つにはメリットが少ない、いわゆるいろんなサービスがまだ多くないということで、例えば本人確認証として使えますよとか、あるいはコンビニ交付が受けられますよとか、大きくこの2点が全国的に普及していること。だから、サービスということでのメリットが少ないということで、持とう、交付を受けようというふうな気持ちにならない。なので、普及率が伸びない。これが1点と、もう一つは、やはりあれだけ国もいろいろ、この制度をスタートするときには個人情報とか、漏えいとか、盗み取られるとか、そういった問題はシステムのきちっとガードしていますよというふうに説明は当然ながら果たされたと思うんですけども、やはりそのところの不安が払拭されていないというふうなことが2点目としてあるのだろうというふうに思っています。

我々が聞かれたときには、当然国が説明したとおり、個人情報の漏えいについては、あくまでもカードのICチップのところには券面の情報、住所、氏名、生年月日、性別、この4情報しか登録はされておきませんと。仮にこれを紛失したとしても、そのICチップからいろんな個人情報を芋づる式に取り出すことはできませんと。実際そういう仕組み

になっていますし、あとはネットワークの、要するにセキュリティもきちっと守られている、あるいはパスワードを数回間違っただら、そのカードは絶対使えなくなるとか、そういう防止策はきちっと講じられておりますので、その辺を我々はやはり説明責任ということできっちり果たしていくことが必要だなというふうに思っておりますので、大きく普及しない理由は、今我々としてはその2点ではないだろうかなというふうに思っております。今後、より一層の説明責任は当然ながら果たしていく必要があるというふうに考えております。

○白倉委員

ちょっとよくわからないので質問ですけれども、概要としてまず1点、カード用写真の無料撮影を含むというふうに案内のときに書くわけでしょ。運転免許センターだから、そこで撮られる場合もありますよね。だから、それも兼ねて撮れますよということなんですね。だから、それも兼ねられますよという意味合いなのかな。

それと、佐賀市が出向いていくわけですが、県内どこの自治体の受け付けもするというふうに勉強会のとき言われましたですよ。そしたら、このマイナンバーカードを申請しようとしたら、当然、御本人にマイナンバー通知で来ている分ですね、あれなんかは要ったりとか、本人確認、それなんかは、佐賀市は佐賀市以外のデータは持たないわけですよ。そういうところなんかはどういうふうに連携されていくんですか。

○片渚市民生活部副部長兼市民生活課長

まず、1点目の免許証の写真の件でございますが、本来は運転免許証用に撮影される顔写真が活用できればそのままスムーズにいけるんですけども、現段階では免許センター側のシステムの改修等が必要でございますので、免許証用に撮影された写真は今回は活用できずに、佐賀市のほうで撮影のサービスをさせていただくこととなります。

2点目の県内の佐賀市外の方の対応の仕方でございますが、通知カード等の写真等までは撮影を市外の方も佐賀市のほうでさせていただいて、内容確認ができませんので、書類を一旦お預かりした形になります。そういった必要な書類をそろえまして、地方公共団体情報システムJ-LISのほうに送ります。その後の対応につきましては、それぞれの市町が手続をやっていくという形になります。ですから、佐賀市としましては、市外の方のサポート、支援を行うという形になります。

○村岡副委員長

免許センター側の協力があって、こういうサービスができますという案内をはがきに入れてもらうという説明があったんですけど、これは要するに佐賀市以外の方についても、この期間、更新に来られるという方については、全てそういう印字がされるというふうに思っておいていいんですか。

○片渚市民生活部副部長兼市民生活課長

この期間中の方全員のはがきに記載されるということになっております。

○松永幹哉委員長

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑がないようですので、これで市民生活部に関する質疑を終わります。

市民生活部の職員の皆様は退席されて結構です。

◎執行部退室

○松永幹哉委員長

それでは、ただいまから休憩に入ります。委員会の再開を13時にいたします。

休憩します。

◎午前11時51分～午後1時00分 休憩

○松永幹哉委員長

それでは、総務委員会を再開します。

地域振興部に関する議案の審査に入ります。

まず、第106号議案を審査します。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第106号議案 佐賀市公民館職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例 説明

○松永幹哉委員長

ただいまの説明について委員の皆様からの御質疑をお受けいたします。御質疑ある方は挙手をお願いします。

○中山委員

関連して、今、公民館長の給与はどうなっていますか。

○村上公民館支援課長

公民館長につきましては非常勤特別職でありまして、佐賀市の費用弁償条例で月額を決めております。17万1,000円です。そこにつきましては改定はありません。

○松永幹哉委員長

ほかにないですか。

○西岡真一委員

この公民館職員という職種は、今、採用をやっていますか、どうですか。

○村上公民館支援課長

ここで言う公民館職員というものは、以前、合併前の佐賀市において公民館を地域に委託していたときに採用し、地域が採用した職員のことを指しておりまして、その後、直営に戻したときに非常勤職員として佐賀市の職員になりました。その職員が自己退職をしたものは数名いますけれども、その分の補充は今しておりません。

なお、定年退職後も、現段階では補充する予定はございません。

○松永幹哉委員長

いいですね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑がないようですので、次に、第99号議案を審査します。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第99号議案 佐賀市富士地域振興センター条例 説明

○松永幹哉委員長

ただいまの説明について委員の皆様から御質疑をお受けします。

○平原委員

指定管理の件は後からですか。——後からですね。そしたらわかりました。

料金の設定ですね。富士町の中には北山少年自然の家がありまして、そこがおおむね2,000円程度なんですよ。その辺の整合性がどうなのかということ、それと、この金額にしたときに、やはり古湯温泉には旅館等々もいろいろございますけれども、ややもすると民間を圧迫するのではないかなというふうな考え方もございまして、ここに至るまでの議論の中で、地元との協議がどういうふうになっていたのか、まずその辺をお伺いしたいと思います。

○筒井地域振興部副部長兼地域政策課長

自然の家につきましては、多分宿泊料金が千七百何十円だったかと思います。そこがちょっと競争相手というか、この施設とか、あとまた旅館もそうなんですけども、同じ土俵でやりますと、ちょっと経営的に厳しいものがありますので、優先予約の順、優先順番というか、優先を1年前から認めるところと、半年前から——富士山村広場の予約の件についてですね。宿泊客をふやすために、グラウンドを優先的に使っていやすいというルールを設けようと考えております。その際に、佐賀市と体育協会が主催する合宿とか大会については、グラウンドが12カ月前から予約できると。

次に、富士町に存在します旅館とこの施設を12カ月前から優先的に予約できるのが、大人が60名以上、小学生が80名以上の宿泊がある場合に富士山村広場のグラウンドの優先予約を受け付けようと考えております。

6カ月前になりますけど、大人が40名以上、大人といたしましても中学生以上ですけど、それと、小学生以上の60名以上が6カ月前に優先予約を受け付けようと考えております。

北山少年自然の家につきましては、3カ月前予約を優先的に受け付けようと考えております。

あと佐賀市内の宿泊施設につきましては、2カ月前を優先的に受け付けしようと思っております。一般的には、一月前予約が一般的でございます。

あと、旅館との経緯でございますけど、8月19日に古湯・熊の川温泉観光コンベンション連盟に声かけいただいて、料金設定のこととかお話をさせていただいています。この金額も、当時8%の消費税で計算した数字をお話しさせていただいて、今のところ、御理解

いただいていると理解しております。

設定といたしましては、通常、高校生の合宿とかで旅館を使われている料金よりも、こちらのほうが少し高くなります。サービスにおきましては、多分旅館のほうにこの施設が勝つことはないと思っていますけど、ここを予約される方が、1カ所で子どもたちとか生徒をマネジメントできるというメリットとか、その辺をどう考えられるかについて、こちらに予約されたりとかするかと思いますけど、基本は新しいお客さん、今まで来ていなかったお客さんをこの施設で呼び込むことによって、そこを旅館のほうにも広げていきたいという前提で旅館の皆さんとお話をさせていただいているところです。以上でございます。

○平原委員

ということは、この料金設定等も含めて地元の旅館の、先ほど言われましたコンベンション連盟との調整、合意はなされているという捉え方でいいんですか。

○筒井地域振興部副部長兼地域政策課長

まだ建物も見ていただいているもので、料金と実態のところとかの御理解は今からの話なんですけども、次に説明いたしますJV、指定管理者の候補者の人たちとも8月19日、膝を合わせて料金のことについて説明させていただきました。その会議に参加されなかったところについては、私どもが一件一件、その日とか後日に回って話をさせていただいたところがございます。以上です。

○平原委員

ややもすると、これを可決した後に、地元のほうからの苦情といいますか、そういったものが出てくれば非常に困るわけで、きちんとこの議案に上げるに当たって、地元との議論を踏まえて合意がなされているかというのが一つ大きなポイントかなというふうに思いますので、その辺が1つと、それと山村広場が1時間当たり6,000円ということで設定されておりますけれども、この金額についても妥当なのかどうなのかということが1つ。

もう一つは、全部1面1時間で6,000円ですけど、これはコートが2つあったり3つあったりしますが、そのコートごとに、例えば、部分貸しとか、そういったことはできないのか、その辺はいかがですか。

○地域政策課地域政策係長

山村広場ですけれども、全面貸しの場合が先ほど説明させていただいたとおり6,000円で、市内の利用者である場合が4,000円ということで説明させていただきました。

サッカーが全面の場合がそういう形になるんですけれども、2面、白の線で引いている分ですね——の場合が1面4,000円、市内利用の場合はその半額の2,000円ということで設定しております。

あと、サッカー3面、少年用のグラウンドですね、そちらについては、1面3,000円、市内の方については半額の1,500円ということで設定する予定としております。

○平原委員

市外者だとか、宿泊者だとか、市内の方が使用する場合とかというふうに口頭で言われましたけど、これはちょっと資料請求をお願いしたいと思います。きちっとわかるように出していただければというふうに思います。お願いします。

○松永幹哉委員長

すぐできますか。

(「はい。本日中に」と呼ぶ者あり)

○平原委員

資料の4ページの写真の一番上、カプセルホテルのようにされておりますが、これも地元の方とも協議されて、地元はこれを納得されてこういう形になったのでしょうか。

私がこれを見たときに、あら、何でカプセルホテルみたいにされたのかなという疑問があったものですから、その辺のいきさつをちょっと教えてもらえませんか。

○筒井地域振興部副部長兼地域政策課長

一応8月のときにも、こういうふうになるというのは、旅館のほうには説明させていただいております。——済みません。質問の趣旨があれだったですか。

○松永幹哉委員長

もう一度、平原委員。

○平原委員

いや、説明されているということはわかりますが、なぜこういう形、こういうカプセルホテル方式を採用されたのかという点を聞きたいんですよ。

○筒井地域振興部副部長兼地域政策課長

ここを運営する会社の一つにR. projectという会社がございます、ここで合宿所、簡易宿泊施設を開設するに当たっては、もともとああいう施設では、やっぱり200泊欲しいということがございました。

でも、今、1日につき145人なんですけども、どうしても一部2段にしないと数が稼げないというところもありまして、これがドミトリーという部屋なんですけども、その右側の図面で見ますと8室、3階のドミトリー①というところがこの部屋なんですけども、あとの大部屋が畳敷きで雑魚寝できる部屋で、ここでちょっと数を稼ぐといいですか、そういうことで2段ベッドみたいな形になっております。

○地域政策課地域政策係長

その前の質問で旅館への料金が了承されているかというような御質問があったと思うんですけども、基本的に8月19日の日にコンベンション連盟に加入の旅館のほうに説明させていただきまして、その説明の後に、旅館によっては値段とか、そういう部分でちょっと疑義を持たれたところもありましたので、9月19日にもう一度、疑義を持たれた旅館を対象に説明させていただいております、こちらとしては金額等々について御了承してい

ただけているものということで認識しております。

○松永幹哉委員長

ほかに。

○西岡真一委員

後で指定管理者の説明もしてもらえenと思いますけれども、この前の全協でも聞きましたけれども、年間の運営経費、大体見積もり幾らぐらいか、それと、それをゼロ円委託ということですから、収入で賄うということだろうと思います。

○松永幹哉委員長

西岡真一委員、次の第113号で。

○西岡真一委員

済みません。じゃ、後でやります。

○白倉委員

今の説明で、このカプセルホテルみたいな写真、これは6掛ける12個できるということですか。

あとの例えば4階のドミトリー、3階のドミトリーが1つ、4つずつありますね。茶色いところ、大部屋とは別に。ここはやっぱりこんな部屋なんですか。ちょっと設計図では細い何か、ここはどうなるんですか。

○筒井地域振興部副部長兼地域政策課長

ドミトリー①というところが12人部屋で、この2段ベッドです。黄土色のドミトリー②のところは2人部屋になります。指導者とかが泊まる場所としてですね。

○白倉委員

それぞれ3階、4階2人部屋ということは、2人一緒に入るベッドみたいなのをこの4つ区切ってある中につくってあるということですか。

○筒井地域振興部副部長兼地域政策課長

平面で2つベッドが部屋にあるだけです。

○白倉委員

そしたら、大部屋以外はドミトリーが12個と、それと2人部屋が上と3階と4階にあるということですね。

大部屋は大部屋として、ベッド形式のドミトリーは12個つくるのと、それと、3階に2部屋、4階に2部屋ということでもいいんですか。

○筒井地域振興部副部長兼地域政策課長

ドミトリーの12人部屋が3階の左から1、2、3、4、5、6ですね。ドミトリー②がそのつながらで4つあって、3階にですね。

(発言する者あり)

4つ仕切りがございます。その真上、4階にも同じ2人用のドミトリーが4つございます。

8になります。ドミトリーは全部で、6と8で14ですね。よろしいでしょうか。

(発言する者あり)

上からよろしいですか。済みません。

大部屋が15人です。一番上の左3つの大部屋が15人でございます。ドミトリーの②が、2人部屋が4つということでございます。3階におりまして、また左のほうのドミトリー①の12人部屋が6あるということです。同じくドミトリー②が、2人の部屋が4つあるということです。そして、1つ会議室を飛びまして、ここにも大部屋とありますけど、エレベーター室がとられていますので、ここが12人の定員になります。泊まれるところが以上で、合計しますと145人となります。

○白倉委員

それと、これはちょっと地元との関係もあるかどうかの部分で微妙なんですけど、浴室の写真が出ていますが、ここは場所柄、温泉を引いてくるんですか。それがあ意味売りにはなるんですね。どんなふうを考えていらっしゃるんですか。

○筒井地域振興部副部長兼地域政策課長

地元自治会の要望として温泉を活用してくださいということがございましたので、ここは温泉を引いております。

○白倉委員

それと、先ほどいろんな宿泊施設とか、会議室とか、山村広場とか、また表が出るということですけども、市外の方とか日帰りの方とか市内の方とか、例えば、山村広場なんかのグラウンドを使うときに、1人入っていたらいいというふうな感じになるんですか。会議室なんかでも市内の方が1人、代表者、世話人が入っていたらいいと、そういうふうな考えでいいんですか。

○筒井地域振興部副部長兼地域政策課長

そういう使い方は認めないようにしたいと思います。

○白倉委員

ということは、全員が市内者であった場合にそれが適用されるということですか。そこははっきりちょっと——とか、半分以上と言ったらおかしいけれども、どの辺まで考えておられるか。

○筒井地域振興部副部長兼地域政策課長

先ほど優先の話をしました。12カ月前は大人が60人とか、半年前は大人が40人とか、そのあたりは条件に合う宿泊者が優先的に山村広場を使うということであれば、その条件に合う人がその人数いて、申し込み時点で60人きちっと宿泊するというのであれば、そこに山村広場の優先権が発生すると思いたいと思っています。

○松永幹哉委員長

要は、その中に市外の人が入っているときはどうするんだと。

○筒井地域振興部副部長兼地域政策課長

宿泊に関しましては、市内、市外の区別はつけておりませんので、山村広場を使うか使わないか、会議室もですね。宿泊者扱いにしたいと思います。宿泊者の規定に基づいた…

(発言する者あり)

○白倉委員

単純に、例えばグラウンドをお借りするときなんかでも、市内、市外が混合しているということは大いにあり得ますよね。そんな場合も適用されるのかというふうなこと。1人2人代表者とかチームの中に市内の者が入っていれば適用されるのかというのを、混合されるというのは通常あるので、そこのお考えを。

○筒井地域振興部副部長兼地域政策課長

いわゆる名義貸しみたいな感じで、1人佐賀市の人が入って取るということは避けたいと思います。

○白倉委員

名義貸しとかそんなのじゃなくて、例えば1人入っていれば、チームだったら1チームだからとか、会議室なら1部屋だから、適用されるかされないかの問題でしょう。全員に適用とか、そういう——宿泊は関係ないんでしょ、市内、市外は。

○豆田地域政策課副課長

済みません。今委員おっしゃられるような細かいところは、今後運用の中で決めていきたいと思っております。

○古賀地域振興部長

基本的にこの施設と山村広場は合宿事業をメインにして使おうと思っております。ですから、早い段階で予約があれば、当然宿泊者が使うということを前提にしていますので、その場合は市外も市内も関係なく宿泊者扱いとしての値段で借りると。

白倉委員が言われている場合というのは、1カ月前とかはフリーにします。一般の日帰りでも借りられるようにします。恐らく宿泊で来ない場合は、そういうときに起きると思うんですけども、例えば山村広場だったら、佐賀市内の競技団体が借りてサッカーの試合をすとかいうふうになった場合には当然市内の扱いで借りられるようにします。そのときに市外からもチームが来られると思うんですけども、市のサッカー協会が借りられて、そういう大会をされるときには、市内の扱いというふうな形になると思っております。以上です。

○松永幹哉委員長

ほかにないですか。

○松永憲明委員

まず1つ、富士山村広場の件なんですけども、これは改良工事といいますか、地盤改良

はされたんですか。

○筒井地域振興部副部長兼地域政策課長

今ちょうど人工芝の張りかえをやっております。

○松永憲明委員

いや、私が言っているのは、右下のほう、斜めになっていますけども、手前のほうですね。こっちが大体ぬかるんでいるんですよ。水がたまりやすいところだったんですよ。だから、私前に指摘はしておったんですけども、ここは地盤改良しないとだめですよということを言っていたんですが、そこら辺はされたのかということを知っています。

○筒井地域振興部副部長兼地域政策課長

人工芝を打つために全部不陸をとりまして、コンクリートを打った上に人工芝を載せますので、改良をやっております。

○松永憲明委員

それからもう一つ、99号議案の1の資料1ページの第4条の2というところなんですけども、「センターの施設を使用する者は」ということで、「特別な設備をし、又は備付け以外の器具等を使用しようとするときは」というのが書いてあるんですけども、これの意味はどういうことなのか、ちょっと説明をお願いします。

○豆田地域政策課副課長

こちらの規定については、具体的な設備というものを、こういったものという想定はしておりません。

ただ、温泉旅館街の中にあるような施設でありますので、例えば物すごく大きな音が鳴るような機器とか、そういったものを使われたら、地元の旅館とか、そういった部分にも御迷惑をおかけするような形になりますので、そういった機器を持ってきて何かイベントのときに使うとかいうようなことがあった場合には、あらかじめ了承を得る必要があるということで規定しております。

○福井委員

山村広場のことなんですけども、これは基本的にサッカーとラグビーオンリーですか。

○筒井地域振興部副部長兼地域政策課長

一般的にはサッカーとラグビーを想定しております。

○福井委員

以前にはソフトとか野球もちょっと使っていた面もあるんですけども、そういうふうなことについては全く想定をされずに、例えば、要請があった場合はだめですよというふうなことになるということですね。

○筒井地域振興部副部長兼地域政策課長

専門的な野球とかソフトボールはできませんけど、今の人工芝の状態でもできなくはないので、お断りすることにはならないと思います。

○福井委員

そういう場合は、これは当然料金とかの問題も出てくるし、それから、もしソフトみたいなことでやる場合、実際4面ぐらいとれるのかな。その辺は検討されたのか、要望があったような場合の対応。

○古賀地域振興部長

ここのグラウンドの使用は、さっき筒井副部長が申しましたとおり、サッカーとかラグビーをメインにしていますけど、ほかにラクロスですね、ホッケーに近いようなやつとか、あとフットサルもそうです。それ以外に、もともとここ地元でも利用されていたので、地元が親睦を兼ねて野球とかソフトボールをされていました。その分については、当然減免措置も設けるということで、マウンドはございませんけども、利用できるように地元と話をしています。

地元と話したときにマウンドのことも議論したんですけども、そんな本格的に町内での親睦野球とかはやっていないということで、それは設置しないようにしました。一般の競技団体の野球の申し込みとかは、それはお断りをしようと思っています。

というのが、野球の場合は金属のスパイクを履きますので、人工芝が切れる可能性がありますので、ソフトも一緒ですけれども、そういうのはお断りするということで考えております。

○福井委員

ということは、バックネットなんかはつくらないということですか。

○古賀地域振興部長

地元の方が親睦で使われますので、そのための簡易バックネット、倉庫に直しておいて仮設で設置できるような、そういうバックネットは用意したいと思っております。

○松永幹哉委員長

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑がないようですので、次に、第113号議案を審査します。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第113号議案 佐賀市富土地域振興センターの指定管理者の指定について 説明

○松永幹哉委員長

ただいまの説明について委員の皆様から御質疑をお受けします。

○平原委員

ちょっと確認します。

この施設のためにつくられた指定管理という位置づけでいいですか。もともとこういうノウハウがある指定管理者ということではなくて、この施設を活用するために設立した指定管理者という認識でいいですか。

○筒井地域振興部副部長兼地域政策課長

そういうことでございます。

○平原委員

ということは、ノウハウとか、実績等を——要は本当に大丈夫なのかなという心配をするわけですよね。その辺はいかがですか。

○筒井地域振興部副部長兼地域政策課長

あとサテライト的な方面で申しますと、IT企業のEWMファクトリーが佐賀県地域産業支援センターの運営とかもされてございますし、簡易宿泊施設の運営につきましては、構成企業でございますR. projectが、簡易宿泊施設だけではございませんけど、関東方面で18施設、こういう同様の類似施設を運営されてございます。毎年黒字でもって経営されてございますので、運営については大丈夫だと思っております。

○古賀地域振興部長

補足で申し上げますけども、これはプロポーザルを行ったと先ほど説明しましたけれども、そのときもこの3社でJVを組んで、プロポーザルに応募していただいています。そのときにノウハウとかは確認させていただきました。

管理までのプロポーザルということで選定して、今回新しく会社をつくられたのは、指定管理料をゼロ円としています。ただ、初期投資が必ず要ります。それで、3社がそれぞれ出資して、新しい会社をつくって初期投資に備えるというのと、これに限って新しい会社をつくって専業してもらおうということで、新しい会社に指定管理を任せるということでございますので、構成は一緒でございます。

ただ、そういった経緯がありまして、初期投資とあとは利益が出た場合の配分金、それも投資割合によって恐らく配分されると思っておりますので、そういうことも踏まえて新会社を設立されたということでございます。

○平原委員

佐賀市の中でも実績とかノウハウを持っていらっしゃる指定管理業者に委託しても、例えば、指定管理料をベースアップしたりとか、途中で契約をやめてかわったりとかということが過去あったわけですけど、やはり心配するのはゼロ円ということなので、今後本当に佐賀市が——例えばここが赤字になりました。指定管理料を幾らかまた、こういう議案で上がってくるのではないかと、そういう危惧もするわけですけども、それは大丈夫ですかね。

○古賀地域振興部長

この指定管理につきましては、5年ということで想定しております。指定管理のほうで議案を上げるときにそういう設定でお願いするわけですがけれども、その5年間は必ずこれでやっていただくという前提で考えています。そのために数千万円を出して新会社も設立されていると思っておりますので、もし赤字の場合はそこから補填していただくと。それが前提

で我々はこの事業を進めましたので、JVのほうも十分認識されておりますので、赤字覚悟で取り組まれると思っております。

5年後に、その5年間の実績を見てどうだったかというのは、もう一回プロポーザルで審査すると。そのときに競合の会社が出てきて、そちらのほうで、例えば、プロポーザルの成績がよかった場合にはそちらに移るという可能性も当然ありますので、そのときにしっかり我々が検証すると。それまでは、その約束で5年間やっていただくというふうな考えでございます。

○福井委員

その前に指定管理者と施設の摩耗であるとか、あるいはそういうふうな瑕疵が——瑕疵という表現はいかんですね。そういうふうなことがあった場合は、それは全部市が負担するというところでいいわけですか。

○古賀地域振興部長

これはほかの施設と同様の考えでございます。簡易的な修繕は当然管理者に任せると。所有者が持つべき部分、大きな改修とか、例えば瑕疵があった場合、所有者が持つべき瑕疵があった場合には、当然市のほうで改修を行うということになると思っております。

○中山委員

共同体の3社はそれぞれどういう団体なのか、どういう資本金があるのか、今までどういう仕事をしてきたのかというのが、私はもちろんですけど、全然わからないんですよ。そこら辺の資料とかは出せますか。

○古賀地域振興部長

平成29年5月にプロポーザルをしております。そのときに各社から出された資料がございますので、前の委員会には提出しておりますけれども、新しく委員会がかわりましたので、それを出ささせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(発言する者あり)

○中山委員

結構、地元の皆さんが働く場がこれで大分保障されるのかなというか、確保されるのかなという感じも持っているんですけど、そこら辺も地元の自治会とかいろんな形で話をされていると思いますけど、運営していく上で地元雇用はどれくらい考えてあるのか、そこら辺までわかりますか。例えば、そのほか料理をする人たちのスタッフとか、そういうところまで大体わかっているのかなと思って。

○古賀地域振興部長

この事業は、もともと富士の地域振興を図るためというのが目的でございます。

まず、簡易宿泊施設とサテライトオフィス、それと交流スペースも設けていますけれども、なぜそういうふうなスキームにしたかといいますと、今まで富士町に来たことがない方を呼び込むと。交流人口として呼び込むと。ターゲットとしては、松永憲明委員の一般

質問でもお答えしましたとおり、福岡の大学生をターゲットにしています。今7万7,000人いると言われておりまして、そのうち2分の1が福岡都市圏に就職しております。ということは、社会人になっても、福岡にいる数が4万人弱いると。その方たちが友人とか家族を連れて、また富士とか中山間地域に来てもらおうと。できれば、移住・定住してほしいと。そういうふうな目標を持って簡易宿泊施設にしております。

それと、サテライトオフィスを組み合わせたのは、今、IT企業とかは特に場所を選ばないと。四国あたりでもIT企業がサテライトオフィスをつくったりして、実際に地元雇用を創出したりしていますけれども、そういうふうな雇用を生み出したいと。雇用を生むことによって、また人を呼び込めるだろうということでそういうスキームにしております。

御質問があったとおり、そういう事業をやっていくと当然なりわいというのが出てまいります。そこで発生する費用というものの6割は、最低でも地元をお願いしたいなということで考えております。当然食材、それから雇用する人、それといろんなメンテナンスがあります。クリーニングにしろ、清掃にしろ、そういうのもなるべく地元で雇用、それとか発注したいと思っております。

ただ、JVもなりわいでありますので、やっぱり人は選ぶと思います。当然同じぐらいの支出の方だったら地元を選ぶと思いますけれども、そこは競争原理に任せたいというふうに思っております。

このような話もコンベンション連盟を初め、自治会のほうにも平成28年からずっとこのプロジェクトの協議をしてまいりましたけれども、御説明しているところです。これについては、実際に稼働し出してからも、コンベンション連盟、旅館だけじゃなくて、商工業者も入っておりますので、いろんな形で議論しながら、地域振興に役立つようなやり方をやっていきたいというふうに考えております。以上です。

○中山委員

今のところ、大体どれぐらいの雇用とかはわからないということかな。

○古賀地域振興部長

合宿事業がピーク時だとやっぱり二、三十人要るらしいんですね。日々雇用、アルバイトも含めてです。専属のスタッフは、やっぱり数名は常時必要ということでございます。

それと、サテライトオフィスを5部屋用意しておりますけれども、そこも1部屋に五、六名を想定はされているみたいです。

ただ、地元からどれだけ採用できるかというのは、私どもではちょっとお答えは難しいです。以上です。

○白倉委員

確認なんですけれども、もともと以前、設計とか委託のときに、管理のことまで同時にしてあるということですね。この文書を読んで、こういうことが許されるのかと実は思ったんですよね。でも、既にそのときに管理ということも確認はされていたわけですね。

○古賀地域振興部長

この件は、実はちょっと我々教訓がございまして、経済部でやまびこの湯を改修するときに、指定管理者を選ばずにプロポーザルをやりました。要は、設計と施工だけでプロポーザルをやったときに、議会のほうから管理者の意見を聞かないで設計をやってもまた手戻りが生じるんじゃないかと。やっぱり使う人の意見を聞いて設計施工しなさいということで、御意見といいますか、お叱りを受けたことがございましたので、それを踏まえて、今回管理も踏まえてプロポーザルをやるということで、平成29年にプロポーザルを行いまして、指定管理まで含めたところで、このJVに指定管理をお願いすることとしました。以上です。

○白倉委員

じゃ、そこで会社を立ち上げられて、株式会社佐賀古湯キャンプ、代表取締役友納健一郎さんというのは、どういう関係というか、代表取締役という冠がつかれていますので、どういうふうな共同体との関係といいますか、責任所在なんかも含めてどういうふうな話でされていて、ここに名前が載られているのでしょうか。

○古賀地域振興部長

プロポーザルのときは3社合同でJVを組まれて応募されました。今回この施設を管理運営するに当たって新会社をつくと。そのときの出資をどうするかということで、3社で話し合いをされております。それで、一番出資比率が高いのがEWMでした。

EWMがなぜ出資比率が高かったかということ、佐賀に企業をお持ちだということで、あとの2社は東京のほうの企業になりますので、EWMが主導的にやるということで出資比率も高いと。それで代表になるということで聞いております。

○白倉委員

EWMの代表者がこの友納さんという方という理解でいいわけですね。

勉強会のときにもちょっと尋ねましたけれども、採算として大体500万円、ちょうど合うというか、赤字が出ないラインというのが、例えば7,000円として1万人に利用してもらって500万円というのは、ざっとした説明だったんですけども、ちょっとそのところをもう一回説明していただきたいのと、それと、この条例のほうに指定管理者は収入として得ることができるというふうな——だから、赤字ラインのところのマイナスが出て佐賀市は補填を今のところしないよと。黒字が出て、それは全部指定管理者の収入でいいですよという話になっているんですか。その確認ですね。適当なところをという書き方をしてあるもんですから。

○筒井地域振興部副部長兼地域政策課長

まず、事業収支につきましては、平均1人7,000円、地域振興部の7の資料の簡易宿泊施設利用料の一番下の表なんですけど、ここに中から大学生のピークシーズンの7,310円というのを枠で囲っていると思います。一番下の表ですね。ここが平均単価に想定しており

ます。

そして、大体夏休みの3カ月間と、あと春休みにどれだけ埋めるかというのが合宿の持っていき方みたいなので、7月、8月、9月に145人の定員で大体1万8,000泊ございます。あとその下、通常シーズンの2月と4月で6,000泊ございます。その2万3,000泊をどう埋めるかということですが、その半分ぐらいを見まして、1万泊という想定で年間7,000万円程度の収入を想定しております。

あとカフェとサテライトの分で幾らか収益がございますけど、この事業はほとんど合宿で上げる収益でございます。経費を6,500万円ぐらいで抑えまして、差し引き、お話ししました500万円程度の黒字というのが今想定されている事業計画でございます。

○松永憲明委員

この事業をするに当たってはプロポーザルのときから、3社の方々が地元の地域住民の方とも定期的に意見交換をされ、もちろん執行部も参加されておったと思うんですけども、意見交換をされて、ずっとこれまでやってこられたわけですね。もちろん、厳しい意見もあったと私は思っているんですけども、しかしながら、そういうのを繰り返して、やっところまで来たというふうに私は思っているわけです。私も何回か、会議に参加をいたしまして話を聞いておりますので、相当のやりとりをしながらやっところまで来たなというふうに思っているんですよ。

ですから、目的が地域振興だということを前面に掲げられておりますので、もちろん黒字を出して行って、そしてまた、人口の一つの交流ですね、それからあとは定住へとつないでいけるということが一番の魅力かなと最終的には思うんですよ。

ただ、そういうふうになるためには相当時間もかかるだろうと思います。ぜひとも成功させていただきたいなというふうに強く思っているところです。以上です。

○松永幹哉委員長

松永憲明委員、質問は。

○松永憲明委員

質問はないです。

○西岡真一委員

大分時間もたってしまいましたので、もう一点だけにします。

玄海町の海上温泉パレアについては御存じですか。

○筒井地域振興部副部長兼地域政策課長

経営状態は聞いていませんけど、場所は知っております。

○西岡真一委員

いろいろと聞こうかと思っていたんですけども、ゼロ円委託でペイするというふうに市が判断した根拠、何をもってそう判断したのかというのをちょっと示してください。

○古賀地域振興部長

J Vでこういった公共施設、特に大学の保養地とか、あと自治体の施設を借り上げたり買収したりして、合宿事業をやられているところが入られています。主に千葉、東京、神奈川でやられていますけど、今、20施設運営をされています。ほとんどが黒字です。

最初は指定管理料を払うという形でやられていて、今、逆に貸付料としてお金を自治体とかに払われたりしている施設もあります。そういったノウハウを見て、実際に来ていただいて、北部九州のマーケティングもしていただきました。そして、その結果、採算がとれるというような御意見をいただきましたので、我々もこれはやれるということで判断いたしました。

○西岡真一委員

ちょっと先ほど聞きかけたんですけども、年間運営経費の見積もりと年間収入額、これは多分事業者から見積もりみたいなものだとされていると思いますけれども、それも十分チェックされた上ということではよろしいですか。

○古賀地域振興部長

先ほど申しました今までの実績をもとに収支計画を出していただきました。それを見て、大体今度の施設と照らし合わせたときに、黒字化になるだろうというふうに考えました。彼らが言う黒字化のボーダーラインというのは、定員率で20%を超えることだと。定員率というのは145名の20%です。普通ホテルは1部屋1人埋まったら、それは100%というカウントをしますけど、そうじゃなくて定員で率を持っていくと。145の2割というと30人ですね。年間という、大体365日ありますので、1万泊が目安だと。そこをクリアできれば、黒字化は十分図れるということでした。

幸い佐賀は東京首都圏よりも物価が安いので、東京でそれがクリアできているので、佐賀だったらもっと費用面が抑えられるので、黒字化を図れるんじゃないかということで、そういうふうな判断をいたしました。以上です。

○松永幹哉委員長

先ほど平原委員から資料請求がありました山村広場の利用料、あれは資料を求めた後に、それから質問という形をとりますか。資料だけでいいですか。

(「さっきの部長の答弁で十分です」と呼ぶ者あり)

そしたら、先ほどの資料は棚入れということで。

それから、中山委員からありました共同体の構成、これは前回の総務委員会の研究資料に載っていますので、これと同じものを出すわけでしょ。

○古賀地域振興部長

はい。

○松永幹哉委員長

であれば、それも確認済みですから結構です。

○古賀地域振興部長

我々の方で、そのデータがそちらのタブレットに入っているかどうかというのはちょっと確認できないので、議会事務局にもう一回確認したいと思います。

○松永幹哉委員長

違ったら出してください。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、ほかに質疑もないようですので、次に、第112号議案を審査します。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第112号議案 佐賀市有線テレビの指定管理者の指定について 説明

○松永幹哉委員長

ただいまの説明について委員の皆様から御質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑はないようですので、続きまして114号議案を審査します。

◎第114号議案 佐賀市立川副運動広場及び佐賀市立スポーツパーク川副の指定管理者の指定について 説明

○松永幹哉委員長

ただいまの説明について委員の皆様から御質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、質疑がないようですので、次に、第95号議案を審査します。

執行部に議案の説明を求めます。なお、歳出に続いて、債務負担行為補正まで通して説明をお願いします。

◎第95号議案 令和元年度佐賀市一般会計補正予算(第6号)中、第1条(第1表)歳出10款6項、第3条(第3表)市民活動応援事業、東京2020オリンピック聖火リレー運営経費説明

○松永幹哉委員長

ただいまの説明について委員の皆様から御質疑をお受けいたします。

○平原委員

1点だけ質問いたします。

資料、地域振興部の6番、備品購入費で79万6,000円上がっています。事務机とか椅子とかですね。これは、例えばリースをした場合のほうが安いんじゃないかとかという考え方もあると思いますけれども、期間が期間なので、やはり購入したほうが安くついたのかなというふうな認識をしていますけど、その辺は照らし合わせられたのか、いかがでしょうか。

○井口国民スポーツ・全国障害者スポーツ大会推進課長

リースのほうを調査いたしましたけれども、委員おっしゃるとおり、購入したほうが費用が半分以下で済みましたので、今回購入するということで考えております。

(「了解」と呼ぶ者あり)

○松永幹哉委員長

ほかにないですか。

○村岡副委員長

ここはマックスで職員が88人——済みません、地域振興部6の資料ですけども、88名になるということで、ただこの辺は駐車場とか、なかなか厳しいのかなというふうに思うんですけども、どこか近くで検討されたりしていますか。

○井口国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会推進課長

職員の駐車場につきましては、本庁舎と同様に利用する職員が民間駐車場を利用するというような考え方でおります。来場者または公用車の駐車場につきましては、道路を挟んで反対側にありますバルーンミュージアムのほうと使用させていただくようなことで今お話をしているところです。

○松永幹哉委員長

ほかに御質疑はないようですので、これで地域振興部に関する質疑を終わります。

地域振興部の皆様は退室されて結構でございます。

◎執行部退室

○松永幹哉委員長

それでは、委員の皆さんにお諮りします。本日の審査に関して現地視察の御希望はございますか。

○平原委員

手を挙げられた方皆さん一緒だと思いますけれども、富士地域振興センターですね、旧富士小学校跡地、それと山村広場、あわせて現地視察を望みます。

○松永幹哉委員長

それでは、視察の後、執行部からの説明、これは皆さん視察後に決定しますか。

(「現場には一応来てくれるんですか」と呼ぶ者あり)

はい。

○平原委員

それは現場でいいですね。

○松永幹哉委員長

もし必要であれば、またここでということで。

皆さんいいですね。多数の意見が視察をするということですから、あす12月17日火曜日、時間的に現地視察の時間を9時から行かないとちょっと厳しいのかなと思いますので、議会棟前に9時にお集まりいただきたいと思います。

現地視察の後、説明を求めるか、それからその後、採決・まとめを行います。

以上で本日の総務委員会を……

（「委員長、確認。済みません」と呼ぶ者あり）

○平原委員

現地視察は一旦こちらに寄ってバスで移動ですね、現地集合じゃないわけですね。

○松永幹哉委員長

はい。基本的に公務ですから、こちらに集合してバスで行くということでございます。

それでは、これで総務委員会を終了します。